

平成 18 年 5 月 9 日
川崎市アスベスト対策会議

市有施設におけるアスベスト含有吹付け材等の除去工事について

川崎市では、平成 8 年度以前に竣工した全ての市有施設 1120 施設（学校、保育園、その他庁舎等）について、アスベストが含有する可能性のある吹付け材等の使用状況の調査を行ってまいりました。その結果、先行して公表しました学校教育施設（市立学校・幼稚園）を除く 16 施設について除去等の対策が必要であると判明し、3 月 24 日に発表したところです。

当該施設については早急な対策が必要なことから、除去工事に関する予算の取り扱いについては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく市長の専決処分により補正を行いました。

当該施設の工事契約予定時期等については別紙のとおりですが、保育園や図書館等市民が利用する施設を優先し、工事に着手することとしております。

なお、学校教育施設のうち対策が必要な施設については、平成 17 年度中に全ての施設の対策を完了しております。

（問合せ先）

対策工事

まちづくり局施設整備部公共建築担当

主幹 山下 博

電話 044-200-2967(直通)内線 37201

川崎市アスベスト対策会議事務局

環境局総務部環境調整課アスベスト対策担当

主幹 島田 ひろ子

電話 044-200-2546(直通)内線 29302

アスベスト除去工事予定

平成18年5月9日現在

| 所管局 | | 施設名 | 工事契約予定時期 (工事期間) | 作業予定期間 |
|---------------|----|-----------------------------|-----------------------|--------|
| 健康福祉局 | 1 | 三田保育園 | 5月10日 (5月26日～28日) | 3日間 |
| 健康福祉局・ 市民局 | 2 | 野川老人いこいの家 (こども文化センター併設) | 6月中旬 | 7日間 |
| | 3 | 長尾老人いこいの家 (こども文化センター併設) | 6月中旬 | 7日間 |
| | 4 | 王禅寺老人いこいの家 (こども文化センター併設) | 6月中旬 | 7日間 |
| 市民局 | 5 | 中小企業婦人会館 | 6月中旬 | 14日間 |
| 高津区役所 | 6 | 橘出張所 | 6月中旬 | 14日間 |
| 教育委員会 | 7 | 中原図書館 | 5月10日 (5月22日～6月5日) | 14日間 |
| 建設局 | 8 | 加瀬水処理センター | 6月下旬 | 60日間 |
| | 9 | 天王森ポンプ場 | 6月下旬 | 45日間 |
| | 10 | 大島ポンプ場 | 6月下旬 | 45日間 |
| 水道局 | 11 | 生田浄水場 | 6月下旬 | 45日間 |
| | 12 | 資材量水器修理工場 | 6月中旬 | 23日間 |
| 港湾局 | 13 | 清掃焼却事務所 | 6月中旬 | 14日間 |
| 消防局 | 14 | 麻生消防署 | 6月下旬 | 45日間 |
| 経済局 | 15 | 南部市場 | 6月中旬 | 23日間 |

注) 工事契約後、各関係法令等の手続きを経た後、順次工事に着手します。

注) 平成18年3月24日に公表した「市有施設におけるアスベスト含有吹付け材等の使用実態調査(最終報告)」において対策を必要とした16施設のうち、井田病院旧看護宿舎については建物閉鎖済みです。